



2021年6月1日

# 事務所ニュース Vol.271

## ◎雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、一部内容を変更し、この特例措置が6月30日まで延長されることになりました。

### 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月	
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例(※1)【全国】	—	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例(※2)	緊急事態宣言	—	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">予定</span> 4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置	—	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例(※1)【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例(※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">予定</span> 4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○予定の部分は施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要ですので、現時点での予定です。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

### ※1 業況特例 (特に業況が厳しい全国の事業主)

#### 【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高等)を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A : 休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B : Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標  
(雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。)

例：令和3年5月から休業を実施した場合



#### 【対象となる休業等】

令和3年1月8日から6月末まで(※)の休業等(短時間休業を含む)

(※) 中小企業は5月1日から6月末まで(4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。)

## ※ 2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

### 【対象となる事業主】

#### 以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- ①まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
- ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

### 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



#### 厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)

※上記の他、前ページのとおり厚生労働省令の改正等を行ったうえで緊急事態宣言に関する特例を設ける予定です。

**中小企業の場合** 判定基礎期間に令和3年4月30日までの期間が一日でも含まれる場合は、本特例を受けずに、従来と同様の助成（助成率4/5。解雇等を行わず、雇用を維持している場合は10/10。日額上限額15,000円）を受けられます。そのため、本特例は判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降にある申請が対象となります。

\*緊急事態宣言が延長になれば雇用調整助成金の特例措置も、7月以降続く可能性はあります。政府から正式に発表されればまたお知らせ致します。

## ◎もし新型コロナウイルス感染症に罹ってしまったら・・・

従業員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の疑いなどで自宅待機をした場合、会社は60%以上の休業手当を支給し、雇用調整助成金の支給申請が可能です。（但し、支給要件で支給対象にならない場合も有ります。）しかし、実際に新型コロナウイルス感染症に罹ってしまい会社を休んだ場合は、雇用調整助成金の申請ではなく健康保険の傷病手当金の支給申請を行います。

傷病手当金支給申請書には医師の証明が原則必要ですが、保健所より自宅待機の指示があり、病院での診療も出来ないまま回復し復帰した場合は、発症時の状況を詳しく記載し、保健所からの自宅待機指示の書類等を添付することにより、医師の証明は省略し申請することが可能です。（全国健康保険協会大阪支部にて確認済）

\*新型コロナウイルス感染症に罹らないためにも、一人一人が手洗い・咳エチケットなどを心がけ、感染症予防対策に努めるようにしましょう！

### ○当事務所からのお知らせ

#### ・【労働保険料等納入通知書】について

口座振替の事業所様は、納入通知書に記載の金額を6月14日（月）に指定の口座よりお引き落としさせていただきます。お振込の事業所様は納入通知書に記載の金額を6月21日（月）までに当事務所までお振込頂きますようお願い致します。

#### ・【健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届】について

当事務所より、4月・5月・6月支給の給与額を記入していただく用紙を発送いたしますので、ご記入後当事務所までご返送をお願いします。

### 後記

近畿地方では観測史上最も早く梅雨入りをし、今年は桜の開花を初め、例年よりも季節が早く進んでいるように感じます。このままでいくと、夏も早く訪れ暑い日々が長く続くのでしょうか？梅雨の季節は体調も崩しやすくなります。感染症予防対策と併せて体調管理をしっかりしていきたいと思っております。（H）

